

第2回岐阜県食品安全対策協議会  
議事要旨

- 1 日時：平成24年11月1日（木）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県庁 3階 3南1会議室
- 3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
	(社)岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	松岡 正人
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	河原 洋之
	消費者（公募）	消費者代表	齋藤 由美
	消費者（公募）	消費者代表	北瀬 恵美子
	消費者（公募）	消費者代表	林 円
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
	(社)岐阜県食品衛生協会	会長	北野 茂樹
	なずな農園	代表	武山 洋子
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	福富 保博
	(株)岐阜魚介	代表取締役社長	坂井田 清
	(株)バロー	商品安全保障室	橋本 保正

4 議題

- ・第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子(案)について

5 議事要旨

(野池真奈美技術課長補佐（生活衛生課）)

ただいまから、平成24年度第2回食品安全対策協議会を開催いたします。  
はじめに、岐阜県健康福祉部生活衛生課長の樋口からごあいさつ申し上げます。

なお、本日の発言内容につきましては、議事要旨として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

(樋口行但生活衛生課長)

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進に当たり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

この9月、10月には、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会が開催されました。県では、食中毒予防対策として、弁当製造施設や宿泊施設への立入検査など事前対策を行ってまいりました。

私自身も衛生班長として、清流国体、清流大会の弁当の配食も担当させていただきました。清流国体の開会式には2万4千食を選手や大会関係者、スタッフに調達配食させていただきましたが、改めて食品を提供することの大変さを体得させていただきました。

関係者の方々の努力の結果、国体・大会関係で食中毒事件はなく、無事に終了することができ、ほっとしているところです。

それぞれのお立場でご協力いただき大変ありがとうございました。

さて、前回の会議で話題になりました牛海綿状脳症（BSE）の検査に関しましては、食品安全委員会が、去る10月22日に検査対象月齢が「21か月齢以上」の場合と「31か月齢以上」の場合のリスクの差などについては、「リスクの差があったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との見解を示したところです。

農林水産省は、9月に日本をBSEの発生リスクが最も低い「清浄国」に認定するよう国際機関であるOIE、国際獣疫事務局に申請しました。来年5月ごろにも認定される予定と聞いております。

このようにBSEをめぐるのは今、動きがありますので、今後の国内外の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、現行の岐阜県食品安全行動基本計画につきましては、前回の食品安全対策協議会でいただいたご意見を踏まえ、8月末に一部改正を行わせていただきました。

主な改正点としましては、放射性物質の検査、米トレーサビリティ法に基づく検査を計画に位置づけました。

さらに、前回、松岡委員から、広報に関し、フェイスブック等の活用を計画に盛り込むようご意見をいただきました。

そのご意見を受けまして、第2期計画の中間見直しにその旨を盛り込みました。

この9月から「岐阜県食品安全推進室」のフェイスブックページを立ち上げ、運用をしているところであります。

本日は、第3期計画の骨子案についてご意見をいただくこととなっております

が、委員の皆様には、岐阜県の食品安全に関する次期計画に関し、自由闊達にご意見を述べていただきたいと思います。

それでは、皆様、どうぞよろしく申し上げます。

(野池真奈美技術課長補佐 (生活衛生課))

資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、資料1から4、となります。その他にチラシも2つ配布させていただいております。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際はお近くのマイクをお使いいただくようお願い申し上げます。それでは、以後の進行につきましては、前澤会長にお願いいたします。

(前澤会長)

皆さんこんにちは。第2回の食品安全対策協議会の今日は、事務局から説明のありましたとおり、それぞれ、消費者の立場、生産者の立場、そして流通業者の立場、さらに学識経験者の立場、幅広い立場からご意見をいただきたいと思います。

樋口課長からお話がありましたとおり、第3期岐阜県食品安全行動基本計画の骨子を作るということを目標にこの会が持たれております。

いろいろと皆さんが日頃思っていることを、ここでご意見として言っていただきますと、行政の方に反映されるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さらに、後ろの方を見ますと、岐阜県の食品の安全・安心に係るすべての部局の方がおられ、オール県庁といった形になっております。

こういった機会を利用していただきまして、ご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、岐阜県学校給食会理事長の福富委員様は、今回が初めてのご出席ということになります。福富委員さん、一言申し上げます。

(福富委員)

皆さんこんにちは。前回はちょっと行事が重なりまして欠席させていただきました。申し訳ありません。

公益財団法人岐阜県学校給食会理事長の福富と申します。

6月1日に公益財団法人になりました。

もともと、公益のために仕事をしているところですが、改めてきちっとそういうことを宣言して本当に子どもたちのために、保護者のために、給食を安く

提供する、安全・安心でおいしい給食を提供する、という立場でがんばっていききたいと思っております。

特に主食の米、小麦を全農さんとも協力させていただいておりますので、今日の会議の中でも、安全面について発言をさせていただこうかなと思っております。よろしく申し上げます。

(前澤会長)

では、お手元の次第に従いまして、議事を進行させていただきます。本日の議題、第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子案について、事務局から、まずは計画の総論部分についてご説明をお願いいたします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

皆さんこんにちは。食品安全推進室長の加藤でございます。

私の方から資料の説明をさせていただきます。申し訳ありませんが座って説明させていただきます。

資料の説明をさせていただく前に、手短に、前回の協議会のおさらいをさせていただきます。

前回、8月の協議会では、平成23年度の取り組み結果について評価をしていただくとともに、現行計画の中間見直しについて、ご意見をいただきました。

その中間見直しについて、委員の方から、「ソーシャルメディアサービスの活用」という新しい視点でのご意見をいただきました。

9月に、所定の手続きを取り急ぎ行い、食品安全推進室でフェイスブックページを立ち上げ、情報発信をはじめております。今後、課題と利点を十分に検証しながら、新たな広報戦略として活用をしまいたいと思っております。

また、岐阜市内を走るバスにも広告を流すなどより多くの方々、多くの年齢層の目に届くようにいたしました。今後も広報活動を工夫してまいります。

また、今回の議題に上がっております第3期の食品安全行動計画についてですが、前回、8月の協議会では、第3期食品安全行動計画の「方向性」と大まかなスケジュールの2点について、ご説明申し上げました。

1つめの方向性としては、新たな「コラボレーション」を取り入れたものとしていく旨をご協議いただき、2つめの、スケジュールについては、第2回、3回の協議会において、骨子案を固めていく予定といたしました。

したがって、今回の協議会では、平成26年度からの第3期食品安全行動計画の骨子案について、「コラボレーション」を踏まえ、総論と各論に分けて「次期計画に盛り込むべき視点、目標、事業は何なのか」ということを、委員の皆様から、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

では、資料を使って説明します。今回は、大きく2つに分かれています。

計画の大まかな総論と各論の部分です。総論とは、全体の方向性、重点的に取り組む視点など計画の冒頭部分の計画全体の総括する部分のところですよ。

資料1をご覧ください。これまでの第1期、第2期の10年を見ますと、社会において、偽装、輸入食品、農産物の残留農薬などさまざまな食品安全に関する問題が起きました。それぞれの個々の問題に1対1の形で直接対応していくことが、食品の安全・安心として社会全体の重要な課題でした。

県としては、全庁各課が、「どの問題に何をやるか」ということが主たるテーマとなっていました。

この10年間を積み重ねた実績をかんがみ、次期へとステップアップを考えますと、計画の新たな方向として、その質的なもの、つまり各課の継続してきた事業を「どのように行うか」を主眼におき、事業の質の向上に取り組んでいく必要があると思っております。

そのために、前回、ご協議いただきました「県民、事業者、関係団体などとのコラボレーション」に進んでいきたいと考えております。

事業の質の向上を目指すときに、県民、事業者、関係団体といっしょに、パートナーとなり、コンビネーションを図り、創造的なコラボレーションとして展開することをテーマとして掲げました。

2ページをお開けください。

重点施策としましては、シンプルに「監視指導の推進」と「情報共有・相互理解の推進」の2つを考えております。

実は9月に、県民1,000人以上を対象に、「食品の安全・安心」に関する総合的なアンケートを行いました。現在、670ほど回答が返ってきておりますが、そのアンケートをざっと見てみますと、監視指導については、県民の方からの期待も高く、変わらず行政の重要な役割であり、しっかりとその責任を果たしてもらいたいとの意見が多くありました。このことから、監視指導を施策の柱のひとつとしました。

監視指導に当たっては、重点事項として、コンプライアンスの理解の促進を考えております。

これまで、ご存知のとおりコンプライアンスを重視して取り組んできておりますが、引き続き、事業者の方、さらには、事業者以外の県民の方にも、コンプライアンスに対する理解を深めていただき、コンプライアンスに取り組む事業者を応援するといった動きが社会に現れてくることを目指していきたくと考えております。

監視指導の現場は、コンプライアンスの意識が低い事業者に対しては、厳しいものになります。しかし、しっかりと自らコンプライアンスに取り組んでい

る企業については、より安全な食品を製造・提供していくにはどう改善していけばよいかを、事業者と行政と一緒に考える場になっています。監視指導の場で小さなコラボレーションが日々行われているのが実際の姿です。

コンプライアンスの理解を促進し、そうした状況を全体に広げていきたいと考えております。

監査指導の重点対象として、パブリック・フードを掲げております。

ここでいうパブリック・フードとは、「ケアが必要な人を対象とした食」といった広い意味で使っております。腸管出血性大腸菌やノロウイルスなど多様な形で食中毒や集団感染が発生する中、子ども、病気の人、介護、障害などに配慮したものです。

学校、病院、保育所、社会福祉施設などの集団給食施設、あるいは高齢者の方などを対象とした配食サービスなどにおいて、いったん食中毒が発生すると、大規模化し、社会的影響も大きいものがあります。

社会的弱者の食の安全を守るという視点で、パブリック・フードを重点対象として位置づけ監視指導を行っていきたいと思っています。

2つめの重点施策「情報共有・相互理解の推進」についてです。

食の分業、細分化が進み、また、生産、流通、消費、廃棄が分断されている中、考えていかなければならない重要な課題であります。

自分たちの食ができるプロセスが見えないこと。これは大きな不安です。そのためゼロリスク志向、過剰なまでの食品ロスが生まれてしまいます。この悪循環を断つためには、食に関する正しい情報を共有し、相互理解を進め、自分で考え、判断しながら社会に信頼関係を構築していくことが大切です。

また、食品の安全性を担保すべき科学といえども完璧ではございません。関係者全員で誠実に情報を共有するとともに、健全な地球環境を次の世代に受け渡していくための概念である「サステナビリティ」、あるいは食品ロス問題といった多様で、新しい視点も私たちの分野に取り入れ、広い視野で総合的に食品のリスクを理解していくことが大切であると考えております。

このため、リスクコミュニケーション、地産地消に力を入れていきたいと考えています。

コラボレーションにより、コンプライアンスを徹底し、相互理解を深め社会に信頼関係を構築する、これが第3期計画の姿であると思います。

これで総論について、説明を終わります。

(前澤会長)

ありがとうございました。

今日の会議の進め方についてですけれども、先ほどご説明がありましたよう

に、資料は総論と各論に分かれております。

皆さんからご意見をいただきますのは、今、総論を説明していただきましたので、総論に関していろいろ意見をまとめていきたいと思っております。

そして、その意見をいただいた後、今度各論について、資料で言うと3ページ以降になります、各論の説明がございまして。そしてまた、各論についてご意見をいただくという、こういった順番で進めていきたいと思っておりますので、進行にはぜひご協力をいただきたいと思います。

では、今、総論ということで、資料1の1ページ、2ページ、これに関して、ご説明いただきました。総論へのご意見ということで、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

では恐縮ですが、こちらから順にお願いできますでしょうか。マイクを回します。

(河原委員)

岐阜県生協連の河原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総論の中身については事前に資料も読んで、だいぶつかんだのですが、もう少し、第1期、第2期計画の総括について、第1期、第2期計画では「何をやる」ということをやってきて、それを「どうやるか」につないでいくという、その中身がもうちょっと分かりにくかったのです。

今まで10年やってきた到達点として、「何をやるか」をやってきたという、そこは何だったのかということと、だからこそ、次期の、第3期計画では「どのように行うか」ということ、ここがもう少しつながってくると、総論として見やすいのかなと思っております。考え方としては非常にシンプルになっているので、分かりやすいかなと思っております。以上です。

(前澤会長)

続きまして、齋藤委員の方からお願いします。

(齋藤委員)

消費者代表の齋藤です。今河原委員の言われたことと同じことを考えていました。3期の総論部分はすごくよく分かるし、分かりやすく、2本立てというところも、すごくいい考えだと思います。行動を展開するにも、これを基に展開していくことが、しやすいのかなと思っております。これに基づいて、何をやっているかという。行動としては反映しやすい。

何かアクションを起こす際に、常にこれを頭に入れて、展開していけるなどは思いました。とてもいいことだと思いました。

ただ、先ほどのご意見と同じで、1期、2期の「何を行うか」から、「どのように行うか」へのつながりが、もうちょっと知りたかったです。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、北瀬委員、お願いします。

(北瀬委員)

私もほぼ同じなのですが、私も目を通してきて、2本立てということはすごく分かりやすく、なるほどと思ったのですが、私も1期、2期が全く分からない状態で、もう少し、これがどんなふうだったのかが分かるとうれしかったかなと思いました。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、林委員、お願いします。

(林委員)

細かいことなのですが、監視指導の推進のところで、食中毒事件を未然に防ぐため、監視指導を推進するということなのですが、この中では、ケアの必要な人を重点対象とするということですが、私が日々感じていたのは、学園祭とか屋台とか、こういうところでの食中毒がすごく重要で、生活の中で気になる場所です。そちらの方は対象ではなかったのだなということ、ちょっとそちらの方も考えていただけるといいのかなと思いました。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

全農岐阜の藤井です。よろしくお願いします。

今ほど説明を受けました第3期計画の方向につきましては、ますます多様なニーズがある中で、我々として見ていく視点はここなんだというところの押さえ方として、私はこれでいいと思います。

監視指導というところと、あと、情報の共有をして、それに対して、それぞれがどういう思いでやっていくのかという視点でこれからは物事を語っていかないと、いろんなニーズ、多様な世界が広がる中で、そのすべてを追い求めることは無理ではないかなと思っていますので、きちっと視点を絞って、次期は対応していくということで、このことをまずもってしっかりと表現した上で、

各論に入っていくという進め方でよいと思います。

(前澤会長)

では、橋本委員、お願いします。

(橋本委員)

バローです。総論について申し上げることは特にはないと思います。

お話を伺っていきまして、言葉としてピンとこなかったのが、コラボレーションという言葉が何回も出ていましたが、具体的にどういう形でやるのかなというのが気になったところです。各論で話があるのかなと思いました。

林委員がおっしゃられたように、お祭りなどの時の出店だとか、あと、これから大学の学祭などで出店がいっぱい出てくるのですが、私も個人的には、こういったところが非常に今、世の中で食品の安全性が担保されていないような気がするのですが、こういったところが、公共食に入るのか分からないのですが、そういったところも入れていただけるといいのかなと思いました。

(前澤会長)

では、坂井田委員、お願いします。

(坂井田委員)

岐阜魚介の坂井田です。私も、総論に関してはいいと思うんです。

我々の業界でも言えることなのではございますけれども、やはり情報の共有、これが最も大事ではないか。なおかつ、スピードのある情報の開示。食品の安全・安心はこれに尽きると考えています。この点の議論をもう少し煮詰めていきたいなと思っています。

(前澤会長)

では、福富委員、お願いします。

(福富委員)

岐阜県学校給食会の福富です。第3期の方向性ということについては、自分たちも同じようなことをやろうと、そういう気持ちでおりますので、これでいいと思います。

第1期、第2期の全体像についてちょっと分かりにくい部分がありますので、それをもうちょっと付け加えてもらえると、他の方も分かりやすいのかなと思いました。

(前澤会長)

では、武山委員、お願いします。

(武山委員)

農業の生産の立場では、有機農業というところで、食品表示などは勉めてしなければならないと思っていますし、しているつもりです。

ざっくりとした、県民全体の総論ということですので、これに関しては、ざっくりした中にどう具体的にというところがね。

我々はいろんな生産者を呼んで、食品の安全はこうだよということを伝えたりしています。小さな動きなんですけれども。

県全体の大きい動きということになると、このような形になるのではないかなと思いました。

(前澤会長)

では、北野委員、お願いします。

(北野委員)

食品衛生協会の北野でございます。第3期の目標といたしまして、大変簡単に、2つのテーマでやっていただくということは、大変結構なことだと思っておりますので、これで進めていただきたいと思います。

食品衛生協会の管轄の話で言えば、今、食中毒が、中でもノロウイルスによる食中毒が多い。

林委員のお話にもありましたが、公共的なのということについて、ケアが必要な人だけではなくて、いろいろな行事、公共的な行事に参加される方の衛生が非常に大事です。

先日、国体がありまして、大垣ではおもてなし行事ということで、豚汁を配ったりしていました。その時は、食品衛生協会の役員さんがお手伝いをしながら、検便など、お手伝いさせていただいたのですけれども、やはり、そういったところが非常に大事です。

そういった公共的な行事のほかに、あるいは、これらも公共的な行事に入るかもしれません、地域の夏祭りや、地域の子ども会、こういったところで事故が起きることは多いと思うんです。

こういったことも、パブリック・フードに入れていただくという方向でどうでしょうか。よろしくお願いします。

(水野委員)

岐阜県養豚協会の水野です。よろしくお願ひします。

この中に重点事項として上がっていますコンプライアンス。法律を守りましょうという。こうしたことが出てきて、生産者、消費者にとって非常にいいことだなと思っております。

生産から流通、そして消費者の皆さんに至るまで、きちんと分かるということが大切であると思ひます。

(松岡委員)

県議会の松岡でございます。皆さんからご意見ありましたけれども、方向性などが明確にされていますし、大変結構だと思ひます。

ただ、表現の仕方がですね、コラボレーションで県民を第1に、県民に発信するということで、総論は特に、簡単に分かりやすくした方がよいというところと言うと、サブタイトルのにもう少し分かりやすい言葉をそれぞれに当てていってほしいなと思ひます。

「監視指導の推進」とか、「情報共有・相互理解の推進」とか、ポーンと言っても、いかにも親しみにくい表現でして、県民の方がぱっと分かるような、柔らかい言葉をサブタイトルのにつけながら、それぞれの内容についてももうちょっとかみくだいた形を作らないと、まさに行政の方が作った表現のかたまりみたいになっていますので、その点だけ気になります。

(前澤会長)

では、高木委員、お願ひします。

(高木副会長)

総論のところは、段階的に年月を経て構築されてきたものなのですが、2期計画のあたりからこの協議会に参加させていただいていますが、消費者の教育が非常に重要だなということが、世論も含め、いつも気になっています。どのようなやり方で周知をしていくのか。

監視指導体制をしっかりと監視指導をきっちりしていくということは、コンプライアンスの点からも重要ですが、もう少し、県民側としては、そういったこともベースにしながら、どう情報を共有していくかというところを、もう少し前面に出した方がいいかな、という気がしています。

それでは、どうするのかというところで、情報を関係者で共有することについて、どのように取り組むのかということは各論には細かくあるのですが、総論のところでは、どういうものを柱としてやろうとしているのかが見えて

くれば、私たちはそれに沿った形で参加していくということが出てくると思います。とても優秀なまとめ方という感じがしました。

(前澤委員)

ありがとうございました。それぞれの委員からさまざまなご意見をいただきました。今までの意見を受けて、事務局の方からお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

大きく3つご意見をいただいたと思っております。

まず第1は、第1期、第2期の実績と、それが第3期にどういうふうに移行していったのかが見えづらいということで、そのあたりを文章表現を考えながら盛り込んでいくとより分かりやすいものになる、というものでした。

2つめは、祭の屋台や学校祭、公共的な行事での食の提供に関する衛生管理、これについても考えていく必要があるのではないかというものでした。

大勢の人に食品を提供するという意味では、一度事故が起きたりすると大きな影響があります。これまでこの部分については非常に規制がしづらかったところがありました。既存の営業許可の概念よりも前に営業形態が生まれている露天商的なもの、その中のルールがありました。そこに我々の規制が加わりました。

それから、食品の製造や流通に関する技術が高まったために、だれもが簡単にプロ並みの営業形態の店ができるというようなことがあり、すぐ安易に手を出してしまうところがあります。

公共性があるものに対してどう我々が規制を加えていったらいいのかというのはものすごく大きな課題で、手をつけられなかったところがあります。

生活衛生課では今、この部分に取り組んでいます。これまでの流れを切らないで、さらにうまく規制や衛生面が考えられないかということに取り組んでいます。ただ、取り組みから何年も経っており、結論が出ないような状況があります。意欲的に取り組んではいます。

行動基本計画としては各論になるかもしれないですけども、そういった部分も含めやっていきたいと思っております。

3つめですけども、表現がいかにも行政的で固い、分かりにくい。柔らかなものにしたり、サブタイトルの解説を加えたりし、県民が親しみやすいものにしていく。総論、各論ともにそういったことを踏まえると、総論にも、ここでは何をやっていくんだという具体性も備わってくるのではないかというものでした。

方向性としては、全体としてはこういう形でいいんじゃないかということで

すので、3つの点については、第3回の協議会に向けて、事務局で十分検討してまいりたいと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。今のご発言に対し何かご意見はありませんか。

はい、齋藤委員お願いします。

(齋藤委員)

公共食のお祭りなどの件なのですけれども、規制に入るのはとても難しいと思います。

実は私が住んでいる多治見市では、ご存知だと思いますけれども、大きな食中毒が学祭でございまして、大変な問題になっております。

それに伴って、今多治見市で何が行われているかというところ、この時期は文化祭の時期で、幼稚園などでもバザーなどで飲食を提供して、過去何十年にも渡って行っていました。もちろん、そこで作っている幼稚園もあれば、お母さんたちの手作りクッキーがふつうに販売されていました。どこの幼稚園でもです。

今年、ある高校の出来事をきっかけに、どこの幼稚園も怖くなって、そういうことをやめました。そして、営業許可をとっているお菓子業者に注文して、そのお菓子業者がいろんな幼稚園に商品を出すという展開になっています。当たり前のことなのですけれども。

でも、今だったら逆に、規制はできないにしても、これまで安易に製造者、提供者になってしまっていた人たちに、教育することはできると思うのですね。チャンスではあると思うんです。

食の安全を事件をきっかけに考え始めているので、わたくしも子どもがおりますが、バザーなどで、もしお母さんが作ったクッキーでそんなことになったらどうする、怖いね、今年からやめよう、という話になるんです。

ですので、規制や監視はまだできないかもしれないですけれども、主催者に対して、それは本来検便が必要なのですよとか、お金をとる以上表示が必要なのですよとか、食品営業の許可が必要ですよというようなことを知らせるいいチャンスだと思います。

監視はできなくても教育するチャンスとしてとらえることはできると思います。

後で各論のところに出てくると思うのですが、食品安全の人材の確保などで出てくると思うのですが、だれもが食品提供者になってしまうような、すそ野の広い話なので、全員には無理だとしても、主催をする人に教育の場を与えるいいチャンスにできないかなと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では今のご意見に対し、事務局、お願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

おっしゃるとおりです。

ただ、主催者はだれなのか、主催者を把握する方法は何か、というのも大きな課題の1つです。

何かをやろうとしている方が、私どもの出前講座などで、私どもを事前に呼んでくださればテーマに沿っていろんなお話をさせていただくことができるのですが、現地の保健所も把握しないままに行われている場合があります。

また、以前相談したからその時のことを守っていればもういいやと、言い伝えだけでやっていて、肝心なところがポコッと抜けてしまうというようなこともございます。今回の多治見の件は、そういったものです。

また、すべて規制をするのはどうなのだろうという考え方が片一方にはあります。

消費者が自分たちで判断する、これはこういう食品の特性があるからこうしよう。例えばこれはその場で食べてしまうものだよ、これは家に持って帰ってもいいよと。

そういったことを全体に広げなければいけないといったことも課題としてあります。何もすべて規制するという従来のやり方だけではないと思っています。

いろんな形での情報共有を図りながらやっていくという立場でできないかとやってきて、どんどん問題が膨れあがってきているというのが現実です。

(前澤会長)

はい、ご意見いかがでしょうか。

今まで、総論について説明いただきました。重点対象としてパブリック・フードを最優先、そして、今話のあったお祭りやイベントへの対応。県がやるのか、地域、市町村、あるいは保健所がやるのか、さまざまな機関がございます。

それから情報の共有。情報というのは非常に難しい言葉なのですが、

そして第3期は質の向上ということです。第1期、第2期はどこをどうやるかということでした。それに対して、第3期では質の向上ということも位置づけておりますので、何をやるのかは当然のこととして、どう内容を深めていくのか、そして、とりこぼしがないようにするのか、といったようなことで第3期計画が位置づけられています。

優先順位についても、まずはパブリック・フード。もちろん各論で出てくる

と思いますけれども、地域のイベントでの食に関しても注意を払っていくことは当然であると思います。

進行にご協力いただきありがとうございます。

では引き続き、各論について事務局から説明をお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長)

第3期食品安全行動計画の各論を説明させていただきます。資料3ページをお開けください。

まず、計画の構成です。計画の目次になる部分です。

いろいろな取り組みが定着してきましたので、第2期までの取り組みをいったん整理し直し、現行計画の9つの目標と33のアクションプランから6つの目標と18のアクションプランというシンプルな構成にしました。これにより「質の向上」に焦点を当てていきたいと考えております。

資料2をご覧ください。

これは現行計画と第3期計画の新旧対照表です。

重複をなるべく避けるようにし、類似のものを統合しています。

県の取り組みに関し、量が減るとか縮小するというものではありません。

例えば輸入食品の検査については、各対策に分散と統合しておりますし、トレーサビリティについては、米トレーサビリティ法ができ、米の表示に関し新たなルールができましたことから、食品表示対策に統合しています。

コンプライアンス意識の向上については、各対策に溶け込ませる形で統合しております。

資料を戻って申し訳ないですが、資料1の4ページ以降をご覧ください。

私の方からは、6つの目標ごとに、概要を説明させていただき、具体的な点については、後ほど皆様からご質問をいただきながら担当課から説明するようにさせていただきたいと思います。

なお、資料をご覧ください際には、施策の方向に注目していただき、他に追加すべき方向がないかといった視点で考えていただけると幸いです。

4から14ページ、1つ目の目標「監視指導の推進」では、施設の監視指導、食中毒、農薬、動物用医薬品、添加物、遺伝子組換え、放射性物質、環境汚染物質等、BSE、健康食品も食品表示と11の柱を立てています。

食中毒対策として、学校給食調理従事員への研修等をしっかり位置づけるなど、パブリック・フードへの対策をしていきたいと考えております。

また、現行計画の中間見直しでも放射性物質の検査を追加したところですが、引き続き、対策をとってまいりたいと考えております。

JAS法等、表示関連法令に基づく立入検査、米トレーサビリティ法に基づ

く立入検査にも引き続き取り組んでまいります。

14から18ページ、2つ目の目標「情報共有・相互理解の推進」は、「リスクコミュニケーションの推進」と「地産地消の推進」を2つの柱としております。

「リスクコミュニケーションの推進」では、相談窓口を設置するとともに、双方向的な意見交換を志向したシンポジウム、意見交換会、小学生対象のクイズ、現地視察セミナー等を行っていきます。学校においても学校給食に関し、児童生徒、保護者に対しリスクコミュニケーションを推進してまいります。

「地産地消の推進」では、県産品愛用推進宣言の店の増加や学校給食における地産地消の推進、県学校給食会における県産品を活用した物資の開発研究の促進などに取り組みます。

18から19ページ、3つ目の目標「安全な食品の生産」の促進」では、「環境にやさしい農業の推進」「自主的な衛生管理の支援」の2つを柱としております。

「環境にやさしい農業の推進」では、ぎふクリーン農業、有機農業などを推進していきます。

「自主的な衛生管理の支援」では、現場へのHACCPの手法の導入、コンプライアンスの徹底、学校給食施設の衛生指導などに取り組みます。

20ページ、4つ目の目標「食品安全に関する危機管理体制の整備」では、各種マニュアルの整備、事業者との情報共有に取り組みます。

21から22ページ、5つ目の目標「食品安全に関する調査研究の推進」では、ぎふクリーン農業の推進に資する技術開発、食品の安全性に関する調査研究等を推進します。

23から24ページ、6つ目の目標「食品安全に関わる人材の確保・育成」では、職員の研修、栄養成分表示を行う店の支援、薬食同源アドバイザーの資質向上等に取り組みます。

資料3をご覧ください。A4横の主な事業（案）です。

各課の96事業を掲げております。

コラボレーションを志向する事業には「コラボ」と表示しております。

総論の理念の具体化という部分については、まだ十分でないところもあると思っております。本日のご意見を参考にさせていただきながら、詰めていきたいと考えております。

資料4、数値目標（案）をご覧ください。

各課96の事業のうち、現段階で目標値を定めることができる74の項目について、数値目標を掲げております。したがって、現段階では、96事業と数値目標値とは、必ずしも1対1の関係とはなっておらず、少し食い違いがある

部分については、骨子案ということでお許してください。

数値目標は、ゼロベースで見直しを行い、こだわる価値のある数値目標としております。

繰り返します。資料3と4は、現段階の漠然とした内容ですのでご了承いただき、今後、皆さんからのご意見により詰めていけるものについて詰めていきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

(前澤会長)

はい、ありがとうございました。

各論ということで、総論の下に各論を設定しています。

これから議論いただくのは、第3期岐阜県食品安全行動基本計画という大きな方針の中の各論についてです。

平成26年度から5年間、こういったことで進めていくぞという目標がここに記載されているという説明をいただきました。

これから委員の方にご意見を伺いますが、どこについてとまず言っていて、事務局の方が答えやすいように質問やご意見を言っただけだと非常にスムーズに進むと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、河原委員、お願いいたします。

(河原委員)

資料3のコラボと書いてある部分の内容がよく分からなかったのです。

総論との関係で行くと、総論が非常にすっきりしているのに対し、各論はあまりすっきりしていないのじゃないかと、率直にそう思いました。

特に大切な手法のコラボレーションは、どこに現れているのだろう、表からは読めませんでしたので。

資料3の事業名にコラボと書いてあるものは、あまりコラボというイメージじゃない。どちらかというと、今までのやり方を踏襲しているというイメージがあります。

ですから、もっと広く県民のところに、総論で書いてあるような、県民、事業者、関係団体とのコラボレーションというところを、もっともっと鮮明に出す必要がある。出さないといけないのではないかと思います。

特に、15ページのリスクコミュニケーションの、情報の共有のところ、さすが重点施策だなあ、進んだなあというイメージがない。

この中に、県民だとか、事業者だとか、各種関係団体とどういうことをやるのだということが、出てきてくれないと、総論との関係では、読み取りにくい

な、と感じました。以上です。

(前澤会長)

はい、齋藤委員、お願いします。

(齋藤委員)

14ページのリスクコミュニケーションの推進のところの、環境生活政策課の「県民生活相談センターには消費生活相談が多く寄せられている」というところで、私も消費生活アドバイザーなのですが、食品に関する相談や問い合わせが多くあるので、食品安全相談員を1名配置するという、そのことはいい考えだと思うのですが、具体的に相談があったときに、その人に答えるのは当たり前なのですが、情報の共有ということで、せっかく困ったことを提案してくれてくれた消費者がいたのであれば、他の人にも分かるような形で、こういう質問がありましたよ、表示の仕方はこうですよといったような、アナウンス的なことができれば、他の消費者のにとってはありがたいと思います。1人の問題を複数の人に広げて使うということをやったらいかがでしょうか。

(前澤会長)

はい、では、北瀬委員、お願いします。

(北瀬委員)

県のイメージが大きなものになり過ぎてしまって、一体、県全部で、県全部を相手に何がしたいのかなって。

市の行政とかよく分からないのですが、同じような機関が市にもあるのでしょうか。

なんか、やっていることを、それぞれが私やっています、私やっていますって、みんなが言われるのですが、県民の目には、それが1つのものとして見えてこない。みんながそれぞれ「やっています」を主張しているのですが、1つのものとして見えてこない。

この案の中で見ている、コラボっていうのはこれから始まることではないかと思うのですが、全部が課単位なんです。

もっと使える細かい単位があるのではないかと思うのですが。

そういう窓口を作るとか、そういうことをするのも1つではないかな、と思いました。

(前澤会長)

はい、では、林委員、お願いします。

(林委員)

リスクコミュニケーションの推進について、15ページに施策の方向として「双方向的な情報交換・意見交換を推進する」とあります。

資料4の2ページに、リスクコミュニケーションのところにいろいろな項目が入っているのですが、実際、私も、食品表示の講習会ですとか、シンポジウムですとか、興味があつて参加させていただいているんです。

せっかく県の方が主催されて、こういう案内をたくさん送られていると思うのですが、参加者がとても少ないように感じるんです。

一度私が参加したサイエンスカフェというものがありませんでしたが、ふれあい会館の最上階の喫茶店で、行政の方とか、学識経験者の方とか、消費者とかがお茶を飲みながら食について語り合うという、本当に双方向の意見交換ができたんです。とても良かったので、講習会という形で投げかけるのではなく、サイエンスカフェをまた実施していただきたいなということが1つです。

食品安全セミナーについて、参加者募集のチラシもありますけれども、前回参加させていただいたのですが、実際に来ていらっしゃる方というのが、私たちよりもちょっと年齢が上の方だなという感じで、日々、食品を購入して家族に提供するという方ではなかった気がするんです。

子育て中で、食品を買っていますという方に対する内容だったんです。

内容は、生産者のこだわりなどが分かってとてもいい内容だったのですが、実際に来ていらっしゃる方はそこにマッチしていない。

本当にこんな言い方をしては申し訳ないのですが、マッチしていない方が来ていらっしゃる。私たちとしては、子育て中のお母さんに聞いてほしいと思ってお友達と参加したんです。

県の職員さんは平日の方が開催しやすいと思うのですが、今は、お母さん方は平日仕事をして見えるので、子育ての最中のお母さんに来ていただくためには、今度のセミナーも月曜日になっているのですが、県の方には申し訳ないのですが、土曜日や日曜日に開催していただくと。

この間は大根と夏秋イチゴのこだわりを聞かせていただいたのですが、そういうことが伝わるいい機会なので、せっかく開催しているのですから、県民の方に知らせるという意味では、開催日の検討もしていただけるといいかなと思います。

(前澤会長)

ここでちょっと区切りたいと思います。  
事務局の方から回答、対応をお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長（生活衛生課）)

まず、河原委員から、事業の中に鮮明に総論の内容を入れていく、特にリスクコミュニケーションについては、どういうふうにやっていくかを具体的に、というご意見がございました。ご意見としてちょうだいし、今後検討してまいりたいと思います。

齋藤委員がおっしゃられた環境生活政策課の相談窓口の話は1例であると思っております。いろいろなところに相談窓口はあります。

1対1で回答するのは当たり前で、そういった情報を広く県民に知っていただいて、相談に来づらい、しづらいとちゅうちょされている方、また、こういう考え方があるのだなという情報を知りたい方々に広く還元できるようなものがあつたらいいのではないかとということでございました。

取り入れられるところも、取り入れられないところもございますので、具体的にそういったことができるところにつきましては、例えば、食品安全の相談窓口を保健所に設けておりますけれども、そういったところについては、食卓の安全・安心ニュースに載せていくとか、そういったことも考えられますので、検討を進めてまいりたいなと思います。

北瀬委員さんのご意見は、行政が1つでないように見える、国、県、市町村がみんなバラバラのことをやっているように見えるという感じを受ける、もっともっと連携をして、全体の流れが、何をやっているのかが把握できないけれども、協力し合ってやっていけばもっともっと大きな力になるのじゃないかなという趣旨ということでよろしかったでしょうか。

なかなか一言では言えないのですが、我々は法律によって動けるところと動けないところがありまして、今、市町村と県は同じ、同等のレベルなんです。

それで、いろいろ分業してやることになっていまして、合意ができれば当然同じものについても協力し合えます。そうしなければならぬし、やっていくべきだと思うのですが、そここのところになかなかむつかしいところがあるんです。念頭には置きます。誠に歯切れの悪い回答ですいません。

林委員からのご意見ですが、県ではサイエンスカフェをかつてやっておりました。1つ難しいのは、あの場に来られた方についてはおっしゃるとおりで、そういう積み重ねが県全体に広がっていくということが大事であると重々承知しておりますけれども、費用対効果を考えますと、やはり大勢を対象にしたものについて考えざるを得ないということがございます。

中には、お前らお茶飲んで楽しんでるだけじゃないかという批判ももちろんあるんです。

そのあたりの課題と利点を考え、ばっさり切るのではなく、どこかを取り入れていかねばならないと思いますので、もう一度考えてやっていきたいと思っております。

それから、子育て中の方に参加していただくために土日の開催をということで食品安全セミナーを取り上げていただきましたけれども、言い訳になりますけれども、我々の意思ではなく、生産者のお立場もあるので、製造者が動いていなければいけないですし、そういった調整の結果、こういう開催になったということでございます。

子育ての最中の方が特に受けやすいような形で、ということで取り入れた1つが、今度11月13日にシンポジウムを図書館でやりますけれども、託児の部屋を設けております。子育て中の方も安心してそこに預けておかれるような形で、微々たるものかもしれませんが、ゆっくり聞いていただくことができるよう、今年度から取り入れております。

徐々にではありますけれども、これまで予算化していなかったものについても工夫してやっています。流れとしては、子育て支援、少子化対策としてそういうものも必要であるというところでございます。できるところから考えていきたいと思っております。

(前澤会長)

ご意見に対しご回答いただきましたけれども、いかがでしょうか。

では引き続き、今度は生産者の方のご意見をお聞きしたいと思います。順番を指定させていただきます。藤井委員、武山委員、北野委員、水野委員、こういう順番でご質問等いただきたいと思っております。

(藤井委員)

私を感じたのは、3ページの目次のようなところに、監視指導の推進として1番から11番まであります。この視点でこの対策を講じていきます、ということなんですけれども、総論の中でコンプライアンスの理解の促進が重点事項として挙げられている。

それについては、先ほどの資料の2の方で、それぞれのアクションプランに溶け込ませていきますよというご説明だったんですけれども、それぞれのアクションプランを見てもなかなかにおいが嗅ぎきれないなと思うんです。

ですので、項目の組み方にもよるのかもしれませんが、私個人的にはやはりコンプライアンスという項目については、別項目で、独立させて、しっ

かりアクションプランに埋め込んでいくべきかなと思います。

監視指導だけで世の中がすべてうまく収まるわけがない。監視指導を通じながら、事業者、生産農家を含めて、流通業界の中で、コンプライアンスの確立が求められる。これから社会的責任を形成していくためには、コンプライアンスの確立が重要なことだと思います。

だから、11項目の中にちりばめるのではなしに、1つどこかで独立させてしっかり、コンプライアンスの理解と促進をこれから促していくということを見せた方がいいのかなと思います。

それから、アクションプラン、これは組織の中で行われていますので、それぞれ部局が違っている中で、それぞれ細切れに出てきていますよね。これは最終的には収斂されていくんですよね。例えばスポーツ健康課があって、農産園芸課があって、ということではなしに、最終的には部局関係なしに、シャッフルをして、何が一番重要で、何をやらなければならないかということがあって、その下に部局がついてくるということによろしいですよ。以上です。

(前澤会長)

次、武山委員さん、お願いします。

(武山委員)

農業生産をしています。ぎふクリーン農業の中にも農薬を使用せずという部門が設けられましたが、私は17、8年前から、食の講座や、どう環境にやさしい農業をやっていくかということをやっています。

実際に何をやっているかというのと、どう生産し、どう製品にしていくかということ、土壌診断などをしながらやっております。

人間が体を診断するように、土壌も診断をしてやって、そして50年先の地下水を守っていく、そういうことを環境のことなども説明しがてらやっています。そんな中で、どんな食品が人間の体にいいのであろうかということも説明させてもらっております。

先日、岐阜市の青少年育成会議の親子の体験で、30人ほどが来ました。子どもたちが全く野菜を食べなくて困っております、という親さんからの意見がありました。

それで現場に出て、野菜の種をまいて、収穫体験をして、実際にその野菜を親子で食べました。野菜のしゃぶしゃぶをやりました。もう取り合って食べました。どうしてだろう、と親さんは不思議がられました。

現場を見て、子どもたちは、たぶん感じているのだろうと思います。大変さを。ああだよ、こうだよという中で。

私は20年来有機農業をやっていますけれども、食品の安全・安心というのは、一番最初に食品の問題に行き当たるのは、親になったとき。

自分のお乳をこの子どもたちにというとき、いかに安全なものであってほしいかと思ったときに、クエスチョンになってしまう。

それから、指先数えて、自分があと何年生きられるだろうという、定年退職されたとき。そういった人たちがうちの講座などの主な参加者であったり、いろいろ尋ねて見えたりされる方です。

定年退職後の本当にいろいろな方がうちにいらっしゃいますけれども、そこで野菜の味を味わっている際に、50年後の水の環境をいかに守っていくか話しています。地球全体で回っている水。水は常に動いています。

今年、水フォーラムがあったんです。それで、岐阜県は水をどのように検査していますかと県に尋ねに行きました。

そうしたら、岐阜市を除いて県が実施していますと言われてちょっとびっくりしてしまいました。岐阜市は岐阜市で単独でやっているのだろうなと思いませんけれども。

宇宙船から見た地球を考えたときに、わずか0.01%の淡水、それをいかに守っていくかということが、これからの、われわれ農業生産をしていく者の責任だと思います。我々はその結果を見られるわけではございませんけれども。

30年前に簡易水道が全滅したという地域もあります。そういうことを繰り返してはならない。

いかに子どもたちに、野菜の生産を、あなたたちの命はこの野菜で守られているのだよということを伝えていくか。わずかな力ではございますが、岐阜市の隅の方でやっております。

それで、ぜひ実施していただきたいのは、岐阜県の農業大学校で、環境にやさしい有機生産の科を設けていただけないかなと思っています。

研修生を受け入れた際の意見の中には入れていますけれども、一向に花が開かないなあとと思っています。

(前澤会長)

はい、では、北野委員、お願いします。

(北野委員)

食品関連施設の監視指導の推進について、4ページに、現状と課題、施策の方向について書いてあります。

食品関係施設の監視指導は、施設の衛生管理、食材の衛生指導、そういったことが多いと思うのですが、食中毒で大きな問題は、工場従事者の健康

管理です。

これは非常に難しいんですね。ノロウイルスなどはほとんど工場従事者の衛生管理の齟齬により生じているわけでありまして。工場長、営業主も注意するのですけれども、なかなかできない部分なんです。本人が申告しないと分からないですから。

何とかここの衛生管理を徹底できるような方法がないかなと、迷うわけでございます。

従業員の健康管理、こういうことも入れていただけるといいのではないかと思います。

食中毒では、昨年、牛の生レバーによる食中毒が大変に出まして、7月1日から法律でダメだということに決まりました。

その時、6月29日、30日には、牛生レバーが非常にたくさん出ました。

牛レバーは簡単に食中毒になってしまうんですね。

豚レバーについても最近県から通知が来ました。豚レバーも食べないように注意してくださいという内容です。これは法律か条例かどこで決まったのか分かりませんが、一般の方はご存じないでしょう。新聞にも載っていないですよ。法律なのか、条例なのか、通知なのか、そのあたりがはっきりわからないと。

牛の生レバーについては、食品衛生協会でもポスターを作りまして、お肉屋さんとか焼き肉屋さんとかに配っているのですけれども、豚レバーについては最近届きました。

ここにもコンプライアンスが重要だということが書いてありますので、法律、条例、指導、そういったものをはっきりしていただかないと、私の方も、組合員の皆様、協会員の皆様にご連絡しようがないものですから、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(前澤会長)

はい、では、水野委員、お願ひします。

(水野委員)

豚レバーのことは私も存じ上げません。

ここに地産地消という項目がありまして、牛乳の普及がずいぶん載っております。養豚協会も岐阜県産豚肉ということで、毎年100名くらいの方をお呼びしまして、交流会をしながらPRをしています。

農業フェスティバルでも来ていただいた方に試食をしていただいて、県内産の食肉と豚肉の安全性をPRしながらやっています。

そういったものを地産地消の中に入れて取り組んでいただいて、岐阜県の農業全体、農産物全体を盛り上げていただけることもお願いしたいなと思います。

(前澤会長)

それでは、ここまでのご質問等に事務局、ご回答をお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

藤井委員のご意見でございますコンプライアンスを独立項目にというご意見につきましては、事務局で検討してまいりたいと思います。

また、今は部局ごとに書いてありますが、おっしゃるとおり、これは一緒にしていきたいと思っております。

武山委員のご意見、50年先を見据え、孫の代までいい食生活をということ、物事を進めていかなければならないということでございます。土壌や水のお話がありました。確かにそういうこともなければなりません。冒頭の部分で、新たなステップに向かうということで、そういう視点も加味しなければならなかったです。

あと、農業大学校の話がありましたけれども、農政課さん、何か言えますか。

(西直人主査 (農政課))

いえ、担当課が来ていないので、この場ではお答えできません。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

では、そういう意見があったということで、お伝え申し上げるということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

北野委員からの、従事者の健康管理。もちろん基本中の基本でして、従業員から食中毒という例もあります。

食中毒に発展しないまでも、単発の感染した方を早期に発見するということは、食中毒を未然に防止する対策の大きな要素でございます。自主管理の促進を通じて、そういったところを気をつけていかねばいけないと思います。

それから、豚のレバーについては、厚生労働省から、事故が多いということで通知が来まして、それを皆さんにお流ししたところです。

従来から私どものホームページには、生で食べることはこんな危険性がありますよということはずっと載せているところですけども。

(北野委員)

法律では決まっていないのですね。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

はい、通知です。

(北野委員)

法律で決まっているのは牛のレバーだけですね。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

はい。

豚肉には栄養的に非常に優れたところがございますので、また、豚肉は豚肉ならではの部位もございますので、そういったところを評価しながら、事故を防げるよう、その都度その都度、正しい食べ方や注意喚起等を促す形で、やっていきたいと考えております。

(前澤会長)

今のご回答に対して何かいかがでしょうか。

はい、では引き続きまして、流通業者の方、橋本さんからお願いします。

(橋本委員)

販売事業者のバローの方から、3点ほど、お話をさせていただきたいと思えます。

1点目は食品表示対策についてなんですけれども、当社では農政局の方からほぼ毎日のようにどこかの店舗で表示に関する調査を受けています。

そこでケアレスミス等でご指摘をいただくこともあるのですけれども、これを見ると、これに加えて県の方でも検査を増やしてやられるのかなということが疑問でしたのでお伺いしたい。

食品の表示はJAS法だとか、食品衛生法を代表とする法令を基に、表示がされるわけなのですけれども、当然、法律なので、平等に適用されるべきだと考えています。

何が言いたいかというと、当社は多店舗で大きくやっていますので、厳しくやるのは当然だと思っています。ただ、一方、うちの店舗の目の前の小さなスーパーさんに行くと、全く表示のされていない商品がいまだに売られている。そういうのが野放しにされている。同じ法律の下に世の中が動いているのに、なんでこんな差ができるのかなと、正直疑問に感じることもあるので、その辺の法の適用の平等性もきちんと担保していただきたいというのがお願いでございます。

2点目としまして、農薬とか食品添加物、放射能、この辺の対策というものがあるわけですが、ここについて、監視活動や検査で、違反があったときの公表の仕方について、常々疑問に思うところがあります。

例えば添加物の使用基準、こういうものは科学的根拠に基づいて定められています。専門用語で言うとADIというものが設定されていて、成人が毎日食べ続けても影響が出ない量を設定した上で、さらに100分の1の安全係数をかけているという基準を設定していると認識しています。

非常に厳格な基準値が設定されている中で、単に基準値の5倍出ましたよ、10倍出ましたよという言い方は、かえって、消費者の不安をあおるというふうに考えています。

例えば7ページの食品添加物対策の施策の方向の一番下のところ「検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図る。」とありますが、やはり、基準値がこういうふうに決められているのですよということをきちんと周知したうえで、公表していただく分にはいいと思うんですけども、そこが抜けた中で、マスコミが5倍、10倍ということが独り歩きすると、公表することがかえって不安をあおるという側面もあると思います。その辺の周知徹底というところも、あわせてお願いできればなと思っています。

最後に3点目ですけども、コンプライアンスという言葉ですとか、サステナビリティという言葉が書かれているわけですけども、昨今、コンプライアンスは法令遵守ということで定着しているのかなと感じているんですけども、うちの社内では、コンプライアンスという言葉は、法令遵守という意味ではとらえていません。うちの社内においては、コンプライアンスというのは、社会的な要請に柔軟に対応することです。社会的な要請の中には当然法律を守るということも入っていますよということで教えられています。

コンプライアンスという言葉そのものは物理用語のようで、物質の柔軟性を表す言葉だというふうに聞いています。その辺から、しなやかに対応するですとか、柔軟に対応するという中で、今では法令遵守ということで使われているようです。言葉の使い方1つとっても、解釈の仕方が人によってかなり変わってくるので、カタカナを使うときの使い方は、考えていただけるといいかなと思います。サステナビリティは、注釈はありましたけれども、やっぱり分からないので、その辺の言葉の使い方をもう少し分かりやすくしていただけると、より分かりやすいかなと思います。

(前澤会長)

はい、分かりました。坂井田委員、お願いします。

(坂井田委員)

私は、卸売業という立場でお話しさせていただきたいと思います。

我々の業界で一番危惧されるのは放射性物質です。これは何十年と続くものです。岐阜県、岐阜市を含めてですけれども、ようやく昨年度に簡易検査機器が2台入った、というようなことが書いてありましたけれども、全国的に言っても非常に遅れていると言わざるを得ない。

岐阜の食を預かる中央卸売市場や保健所、そういったあたりに1台もない。ではどこで検査するのかと言ったときによりやく2台、飛騨市と岐阜市に置いたところに書いてあります。

果たしてそれでいいのか。これからまだ何十年と続く中で、更なる検査機器の導入は検討されているのか。その点が第1点です。

それから、消費者の方の立場ではなく、生産者や加工者の立場で言うと、常々聞くのは、県に言うのはお門違いかもしれませんが、食品表示に対して、1つのパックに規定の表示をすべて載せると、裏が全部裏張りになってしまうというような現状があり、何とかその辺が統一できないか、という声をよく聞きます。

消費者の方が見られても、成分だとか、アレルギー物質だとかいろんなものがいっぱい書いてあって。極端なことを言えば「これは安全です」という一言で。だれが保障するのかという問題になるかもしれないですけれども、そういったこともありかな、と思っています。それについてご意見があれば伺いたいと思います。以上です。

(前澤会長)

ありがとうございました。福富委員、お願いします。

(福富委員)

いつも、スポーツ健康課や生活衛生課の指導を受けたり、こちらがいろんな研修会を開くときに指導をお願いしているので、割合意思の疎通はあると思うのですが、そういう意味では、ここに掲げられた内容は、よく話していたりすることなので、関連する課のことについては、問題ないのじゃないかなと思います。

ただ、やりたいことはたくさんあるのですけれども、人の数などもありますので、これから、だれがやるかという話になったときに、絞らなければならないことが出てくるのではないかなということを思っています。

うちの立場は、公益財団法人になりましたので、収益はすべて公益のために還元するということになっていますので、県ができないことについては、少し

でも、自分たちでやれることがあれば、協力してやっていくことができるというふうに思っています。

公益財団法人になるに当たって、県などの権威からできるだけ離れなさいという指導があったのですけれども、自分たちの立場としては、ただ一般の会社が研修をやると言ってもだれも集まってきませんので、これからも県の権威を利用してと言うとおかしいかもしれませんが、それを頼みにしながら、研修会、講習会などを開いていきたい。そのことによって中身に重みができるということがあると思います。

今までもそうですけれども、県の教育長さんのお名前で文書を出せば、学校の校長先生も、教育長からだからということで、人を出さざるを得ない。

何かと忙しい中でも、研修を受けたいと思っている栄養士さんや職員は多くいますので、そういう人が出席しやすいということがありますので、県をあげて、こういう食品安全行動を進めていくという形になったときには、うちもやりやすいので、助かりますので、県民総出という勢いでできればいいのかなということをおもいました。

ただ、いろんな研修会を今までもやってきたのですけれども、最終的に問題になるのは、規模の小さい企業です。

特に給食に関わるような、麺を作るようなところとか、パンを作るところとかは規模の小さい企業が多いので、指導しても、結局、資金がないということで、逃げられてしまう。

指導としては、できるかぎりきちっとしたものを作れということをおもってきたのですけれども、結果的にはできないと言われてしまうと、その後、すごい施設に替えよとは言えないので、一生懸命、少しでも改善できるよう、うちも指導したり、話をしたりしてきましたけれども、こういうことをやるときに、資金の裏打ちがあると、非常に活動がしやすいのではないかと思います。

お前らはやれやれというけれども、お金がないじゃないか、どうしてくれるんだとなったときに、資金の貸し出しとか、補助金とかがあると、こういうこともあるよと、活動も進展しやすいんじゃないかということをおもいました。

市は別としても、町村は、潤っている町村ばかりではないので、給食センターが老朽化しているところがたくさんあります。

そこも、直せという指導は受けているのでしようけれども、お金がないので、民間に丸投げしよう考えているところもあると聞いています。

そうなるとうどうなるかと言いますと、民間はもうけが主体になっていますから、本来の食品安全というところから、ちょっと遠ざかっていくという危惧を持ちます。

そういう情報についても、情報共有、相互理解ということも書いてあります

から、そうしたことも考えながら、指導を続けていくという。市町村が生きる手立てを県も考えてあげるといえるようなことができるといいかなと思います。

民間会社が利益優先で走ると、地産地消の推進も後退する方向に行くのではないかという危惧も持っています。

(前澤会長)

はい、ありがとうございます。事務局、対応をお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

橋本委員さんの方ですけれども、表示の指導については、今までのやり方を続けながら、業者さんにも消費者さんにも適正な表示を伝えていくということだと思っていますし、食品表示ウォッチャーの活用を図りながら、あまりよくない表示についても改善を促していくような取り組みを進めていきたいと思っています。

法の適用の平等性という言葉がございました。もちろんそのとおりで、平等にやっていかなければならない。

我々の目の届かないところもあると思いますので、コラボではないですけれども、ウォッチャーさんを活用したり、情報をいろんなところから集めながら、やっていきたいと思っています。

一生懸命やっているのですけれども、なかなか改善ができないというところもございまして、我々の努力が足りないと言われればそれまでですけれども、注意してやっていきたいと思っています。

それから、公表の仕方についてでございます。

農薬や放射性物質について、5倍、10倍というような数字が出ると数字が独り歩きしてしまい、ついには風評被害に移っていくのではないかということだろうと思います。

確かに風評被害には細心の注意を払っていかなければならないと思います。

昨年の牛肉の放射性物質の公表の仕方では、いろんな問題点を指摘されたところですが。そういったところも、事業者さんとの日頃の意見交換により、どういったものかいいのか考えながら、我々の公表基準というものについて、検討を加えながら進めていきたいと思っています。

それから、コンプライアンスなどの言葉、特にカタカナの言葉、サステイナビリティなど、分かりにくい言葉については、計画の中では分かりやすい柔らかい言葉で注釈等を加えることなどによって、直していきたいと思っています。

坂井田委員さんからは、放射性物質の検査についてございましたが・・・

(樋口行但生活衛生課長)

放射性物質の測定でございますが、測定器は、ゲルマニウムの半導体測定器、これは、もともと、県の保健環境研究所に1台ありました。

測定器には検出限界というものがあるわけですが、この機器は詳細に検査できるものです。これがもともと1台ありました。

これを2台導入しまして、今3台、保健環境研究所にございます。

今年度から、いわゆる17都県から流通してくる農産物につきまして、県としても検査をするということで、確認をしながらやっております。

これまでのところ、千葉県産のサツマイモで4.9ベクレルというものがありましたが、そのほかは確認されておられません。今後もまた、詳細にやっていきたいというふうに思っております。

それから岐阜市さんもこの4月から、岐阜市の衛生試験所に、ゲルマニウムの半導体測定器を独自で購入され、やっておみえでございます。

それから、簡易測定器のお話ございましたが、これは、農政の方からも補足していただきますが、簡易測定器を購入しております。

ゲルマニウム半導体測定器に加えて、特に県産のものにつきましては、農政の方で簡易測定器を購入してやっています。

いずれにしましても大切な放射性物質汚染対策にしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

坂井田委員さんからの、表示が複雑で分かりにくいのではないかとというところについてでございます。

消費者の方からの要望を聞いているうちにだんだんだんだん今のようになっていたのかなと想像はしているものの、複雑で、我々も勉強するのが追いつかないようなところがございます。

今、消費者庁が主な法律をまとめて一元化法とすることを検討しております。ただ、持ち合わせている情報がない状況でございますので、どんな法律になっていくのか、本当に皆さんのためになっていくのかどうか、我々もちょっとつかんでいないところがございます。いろいろな国の説明会に出席しながら、何か情報がございましたら、こういう場をお借りしながら、ご説明していきたいと思っております。

ただし、いろんな法律があり、いろんな省庁がございまして、果たしてどうなるのかなという疑問はあります。いっぺんにぱっと変えるというのは無理だろうなど。法整備に何年、施行していく具体策に何年という、そんなスパンで

変わっていくのかもしれませんが。そういった情報も含めて、情報提供していきたいなと思っております。

それから、福富委員さんのご意見についてですが、学校給食会については、我々生活衛生課も日頃いろいろとご協力をいただきながら、学校給食施設、これは許可施設ではなく、届出等の施設の範疇に入るものですがけれども、そういったところに監視指導もやらせていただいていますし、講習会は1年に何回となく、施設長、調理従事者、栄養士に対しやらせていただいているところです。これからもそんなところをコラボという形に生かしていきながら、やっていきたいなと思います。

規模の小さい企業のパンとか麺類とかについては、その監視について、食品衛生協会さん、学校給食会さんとも協力しながらいろいろやらせていただいているところがございますけれども、そういう小さなところにも目が届く形で進めていきたいなというふうに思っております。

(樋口行但生活衛生課長)

それから、資金の話がありましたが、生活衛生同業組合というものがあられて、その事業として、日本政策金融公庫という金融機関がございますが、ここと協力しながら、資金面の調達とかいうこともやっております。

政策金融公庫ですと、非常に、中小企業、特に飲食関係を充実させて資金調達のアドバイスをさせていただくということです。広報が少ないこともあって、周知もまだまだ徹底されていないところがございますので、そういった情報提供・情報共有をこれからしっかりしていきたいというふうに考えております。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

では、放射性物質の検査について。

(中原吉博主査 (農政課))

はい。農政課でございます。岐阜県の場合、国が指定しております検査対象の17都県には入っていないのですが、農政部といたしましては、県産農畜水産物の安全・安心をPRし、皆様の不安感を解消するという視点から、2台の簡易検査機器を岐阜市と飛騨市に導入いたしまして、モニタリング検査という形で検査を実施しております。

これまでのところ、不検出の状況が続いておりますので、そういう状況でございますので、当面この体制を維持していきたいと考えております。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

そのほか、補足等があれば。

(青谷英樹技術課長補佐 (農産物流通課))

農産物流通課でございます。

先ほど、養豚協会さんの方から、地産地消について豚肉の方もというお話があったのですが、私どもの給食の事業をアクションプランの方に挙げさせていただいておりますが、実は、今年度から、昨年度放射能の関係で畜産物の消費量が落ち込んだりしたということもありましたし、今までは畜産物は助成対象になっていなかったということで、畜産物についても地産地消を、学校給食の場面においてですけれども、少しでも進められたらということで、今年度の事業から、助成対象を拡大して、今取り組んでおりますので、情報提供させていただきます。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

他に、よろしいですか。

(前澤会長)

今事務局から回答等をいただきましたが、更なるご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、松岡委員、お願いします。

(松岡委員)

時間も差し迫っておりますので簡潔に3点意見を述べさせていただきます。答弁は結構でございます。

1番は、これは第3期の計画になるのですけれども、これまで、8年、9年経過してきているのですけれども、ぱっと受ける印象は、どうも専門家の計画になってしまって、県民不在になっているのではないかと、というふうに感じてしまうのは私だけかどうか分かりませんが、皆さん各界の専門家の方ですので、非常に高度な意見も出るのですけれども、これを発信するのは県民なので、ちょっと分かりやすくしてほしい。

そんな中で、アクションプランの項目の流れですね。第2期はたぶん生産、流通、消費という流れがあったのですが、これがいきなり監視から入ってくるとなると、まさにお役所のための計画なのかなというふうに非常に受けとれやすいので、元に戻ってしまうかも分かりませんが、順序を逆にした方が、県民のためのという部分で、大事なことではないかなと思います。

こういう計画を進めていくと非常に意識レベルの差が、今日も消費者代表の

方が3名お見えになっていきますけれども、非常に意識レベルの高い方と、僕はもっとボトムアップをする必要があると思うので、その部分から考えますと、3点目としては、これでは情報共有・相互理解の推進、リスクコミュニケーションの推進というふうになっていきますけれども、2期の計画から3期の計画に向けて、すごいくくりをしましたよね。何項目かを一気にリスクコミュニケーションというふうに結んでしまっているのです、このところはもうちょっと、項目は残すべきではないかなと。

県民の方に分かりやすく、食育、健康管理、それぞれ今ご意見が出たようなところをですね、残してというか、細部に渡ってもっと分かりやすくした方が良いと思います。

ちょっと、だれが主役なのか、どこへ向けて発信するのかということが、どうもこう今日聞いていると、専門的に陥り過ぎているような感を受けて。それが順番であり、流れでありということで、解消できることではないかなというふうに感じました。

(高木副会長)

私たち栄養士会では、集団給食を扱っているところでは、衛生管理を徹底していくという努力をさせていただいております。できるだけ基本計画に沿った形でまた協力していきたいと思っています。

計画の数値目標について、いろんな検体の件数が、毎年倍、5倍というようになっています。

この件数は確かにどれくらいやったという実績と評価、達成度というものは出しやすいのですが、県民の食品安全ということでは、いろいろ消費者の方からも意見が出ていたように、個々の意識を高めるというところに少し視点を置いていただくとすると、私は、食品表示ウォッチャーとか、相談員とか、そういう、細かいところに関わる人たちの教育、そういう人の数が増えていくことによって、全体の底上げに、レベルアップになっていくような気がします。ウォッチャーの数は100人のままですし、相談員の数は5人のままです。

予算のことがあるのかもしれないのですが、この数字は同一人物であってもその年度ごとの達成人数というふうに認められるのでしょうか。

(前澤会長)

今の高木委員のご質問について、いかがでしょうか。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

人数については、任期もあり、延べで、同じ人であっても再任であればカウ

ントされるということでございます。

(前澤会長)

はい。時間も来ておりますが、全体的なところで、第3期基本計画という冊子を作るということで、今日、総論、各論をご説明いただき、皆さんからご意見をいただきました。

先ほど、松岡委員から回答は必要ないというご意見をいただきましたので、重く受け止めていただきたいと思います。

今日は皆さんからいろんな意見をいただきました。皆さんの意見を吸い上げて、この計画に盛り込むということですので、事務局は今日出た意見を参考にしていただきまして、次回、骨子案の修正版を示していただければと思います。

何か全体的にご意見等ございますでしょうか。では事務局から。

(加藤樹夫食品安全推進室長 (生活衛生課))

最後に、資料としてつけましたチラシ2枚についてでございます。食品の安全・安心シンポジウム、食品中の放射性物質対策というテーマで国と共催で11月13日火曜日に図書館の1階多目的ホールで、基調講演、その後意見交換という形でございますけれども、行いますので、現在130名余の参加申し込みがございます。定員200名でございますので、まだ若干の空きがございますので、もしお時間がありましたらお誘いあわせの上、お越しいただくよう、お願い申し上げます。

もう1つ、食品安全セミナー、3回目ですけれども、11月19日月曜日、東濃西部総合庁舎、多治見市でございますけれども、そこを出発として、富永柿の産地、昼食をはさんでお豆腐工場、現場を見ながら食品安全の知識を深めさせていただくセミナーでございます。今日から申し込み受付開始でございます。前回の2回については同日締め切りとなりましたけれども、まだ若干の余裕がございますので、これについてもPRしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(前澤会長)

ただ今ご説明いただきましたことに関して何かご質問等ございますでしょうか。ぜひ応募していただきたいと思います。

今日は、皆さんのご協力で順調に進むことができました。ありがとうございます。今日出た意見を十分吸い上げて、修正していただきたいと思います。

ではこれで、第2回食品安全対策協議会を終了いたします。事務局に進行をお返しいたします。

(野池真奈美技術課長補佐 (生活衛生課))

委員の皆様、ありがとうございました。

第3回の協議会については、2月上旬の開催を予定しております。そのころになりましたらご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。

また、後日、冒頭に申し上げましたとおり、本日の議事録の案ができましたら、皆様の下に送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。それでは、どうぞ、お気をつけてお帰りください。